

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 20 年 11 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 85 号

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和 41 年岩手県規則第 73 号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

附 則

- この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。
- 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人をいう。）については、旧規則（第 2 条及び第 3 条を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 4 条第 1 項	条例	公益法人の設立及び監督に関する条例を廃止する条例（平成 20 年岩手県条例第 51 号）附則第 2 条の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の条例（以下「旧条例」という。）
	公益法人	特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）
第 4 条第 2 項	条例	旧条例
	第 2 条第 2 項第 12 号の書類	理事に就任する者の履歴書並びに理事に就任する者の氏名及び住所及び理事に就任することを承諾する旨を記載した書類（当該理事に就任する者の押印があるものに限る。）
第 5 条及び第 6 条	条例	旧条例
第 7 条の見出し	定款又は寄附行為	定款
	認可又は承認	認可
第 7 条第 1 項	条例	旧条例
	定款（寄附行為）変更認可（承認）申請書	定款変更認可申請書
第 7 条第 2 項	条例	旧条例
	定款又は寄附行為	定款
第 7 条第 3 項	第 3 条の規定は、第 1 項定款（寄附行為）変更認可（承認）申請書を受理した場合について準用する	知事等は、第 1 項の定款変更認可申請書を受理したときは、これを審査し、変更を適当と認めるときは認可の、不適当と認めるときは不認可の通知をするものとし、当該審査のため必要があると認めるときは、当該定款変更認可申請書を提出した特例民法法人に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる

第8条第1項	条例	旧条例
第8条第2項	条例	旧条例
	寄附行為	定款
第8条第3項	第3条の規定は、第1項の基本財産処分承認申請書を受理した場合について準用する	知事は、第1項の基本財産処分承認申請書を受理したときは、これを審査し、処分を適当と認めるときは承認の、不適当と認めるときは不承認の通知をするものとし、当該審査のため必要があると認めるときは、当該基本財産処分承認申請書を提出した特例財団法人（整備法第42条第1項に規定する特例財団法人をいう。）に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる
第9条第1項	法第67条第2項	整備法第95条
	公益法人	特例民法法人
第9条第2項	法第67条第3項	整備法第95条
第10条第1項	条例	旧条例
第10条第2項	条例	旧条例
	定款又は寄附行為	定款
第10条第3項	第3条の規定は、第1項の解散（残余財産処分）承認（許可）申請書を受理した場合について準用する	知事は、第1項の解散（残余財産処分）承認（許可）申請書を受理したときは、これを審査し、定款の規定による解散若しくは残余財産の処分を適当と認めるときは承認の、不適当と認めるときは不承認の通知をし、又は整備法第38条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第72条第2項の規定による残余財産の処分を適当と認めるときは許可の、不適当と認めるときは不許可の通知をするものとし、当該審査のため必要があると認めるときは、当該解散（残余財産処分）承認（許可）申請書を提出した特例民法法人に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる
第11条	条例	旧条例
様式第4号	民法第 条の規定による法人設立（新たな事務所の設置、登記事項の変更、事務所の移転）	法人の設立（登記事項の変更、主たる事務所の移転、従たる事務所の新設・移転）
様式第5号	定款（寄附行為）変更認可（承認）申請書	定款変更認可申請書
	定款（寄附行為）を	定款を
	認可（承認）を	認可を
	公益法人の目的	目的
様式第6号	寄附行為	定款
様式第7号	定款（寄附行為、民法）第 条の規定により、社団（財団）法人 の解散（残余財産の処分）について	定款第 条の規定により、社団（財団）法人 の解散及び残余財産の処分について（旧法第72条第2項の規定により、社団（財団）法人 の残余財産の処分について）